

平成29(2017)年度 国立市行政経営方針

平成28年9月

国 立 市

目次

第 1 行政経営方針の位置づけ	1
第 2 国立市を取り巻く環境	2
■人口構成および人口推計	
(1)人口構成	
(2)人口推計	
■インフラ・公共施設の老朽化	
■景気動向と経済環境	
■社会環境、子どもの貧困と分断社会	
(1)子どもの貧困	
(2)格差社会・分断社会から共生社会へ	
第 3 財政状況（平成 26（2014）年度決算の概況）	8
■決算の概況	
第 4 平成 29（2017）年度重点施策	9
第 5 各重点施策の方向性	10
■次世代の育成	
基本施策 3 子育て環境の充実	
基本施策 4 地域ぐるみでの子育て支援	
基本施策 5 学校教育の充実	
■安心・安全の確保	
基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化	
基本施策 10 高齢者福祉の充実	
基本施策 13 防災体制の充実	
■国立ブランドの向上	
基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護	

基本施策 22 市街地整備の推進（国立駅周辺地域・富士見台地域整備）

基本施策 23 南部地域の整備

基本施策 24 地域特性を活かしたまちづくりの推進

■全施策に共通すべき理念

第 6 平成 29（2017）～平成 32（2020）年度実施計画の策定について 14

【参考資料】

図 1 決算額の推移（一般会計）

図 2 経常収支比率の推移

図 3 地方債残高の推移

図 4 基金残高の推移

第1 行政経営方針の位置づけ

地方自治体に課せられた近未来の大きな課題の一つは財源問題、すなわち少子高齢社会の進展に伴う社会保障費のさらなる増大である。今こそ既成概念にとらわれず、適切に事業を組み替え、時代に即した事業に積極的に財を投入していかなければならない。

本文書は、行政評価システムによる施策優先度評価会議を経て「行政経営方針」としてまとめたもので、平成 29（2017）年度予算編成及び平成 29～32（2017～2020）年度実施計画策定に向けた市の施策の方向性と重点事業を示すものである。

市の行政組織のすべての構成員に課せられた責務は、住民福祉の向上を図るため、施策の成果向上と、より効果的・効率的な行政運営の実現に努めることである。本方針を踏まえて、予算編成及び実施計画の策定に取り組むとともに、精選した事業を積極的に展開していくこととする。

国立市は、平成 28(2016)年度から、「第5期基本構想」の時代に入った。この新たな基本構想の第1次基本計画の政策体系による取組みにあたり、第一期基本構想以来、市民に一貫して引き継がれてきた「人間を大切にする」という国立市の基本理念のもと、「文教都市くにたち」のまちづくりのため、すべての政策の基礎をなす「人権と平和」「環境」の視点を踏まえるとともに、第5期基本構想の「政策の視点」を受けた以下の重点項目を中心に事業を選定する。特に、子どもとともに成長するまち、南部地域のさらなる魅力向上と真の文教都市を実現することに重点的に取り組むこととする。

《第5期基本構想のまちづくりの目標》

学び挑戦し続けるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち
文教都市くにたち

第5期基本構想の「政策の視点」を受けた

平成 29(2017)年度国立市行政経営方針の重点項目

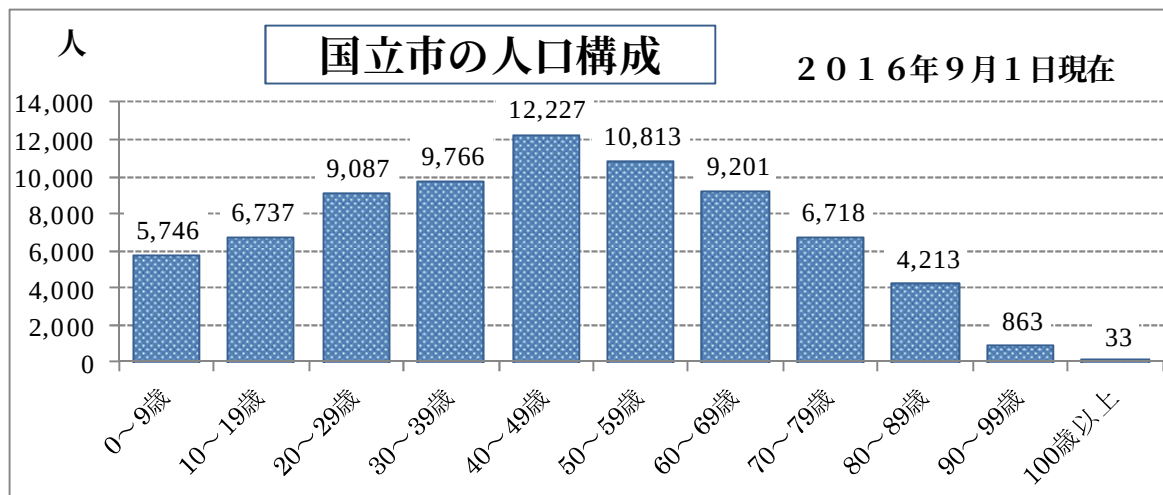
1. 次世代の育成
2. 安心・安全の確保
3. 国立ブランドの向上

第2 国立市を取り巻く環境

■少子高齢化の進展と近い将来の人口減少

(1)人口構成

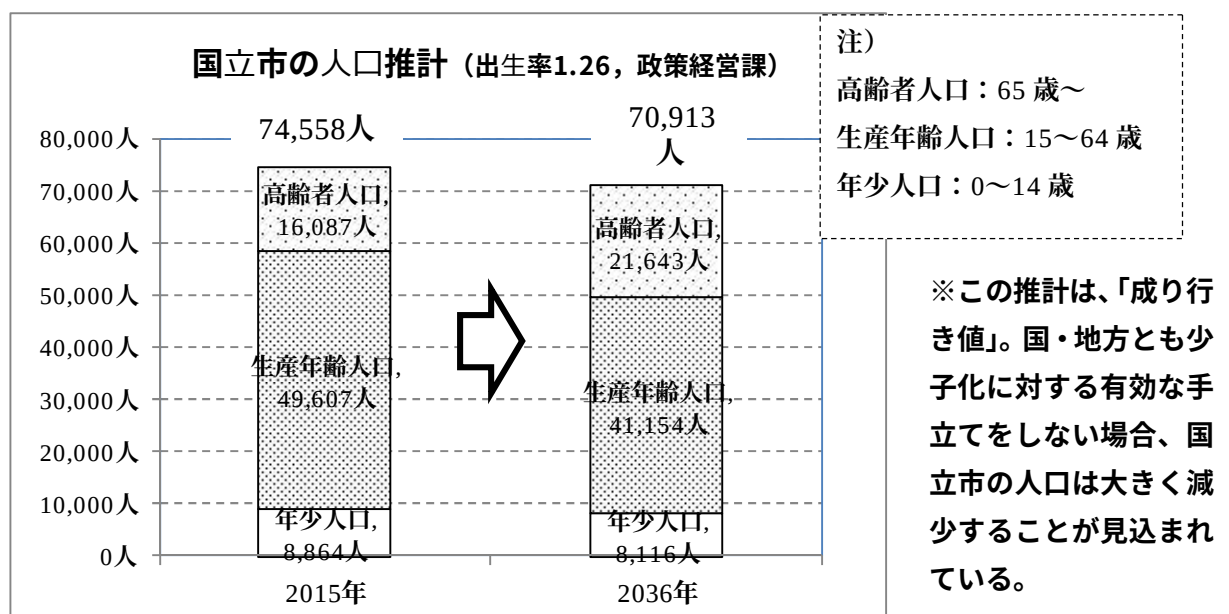
国立市の人口構成をあらためて確認すると、少子化の傾向が顕著である。最多ボリュームの40歳台(40～49歳)の12,227人と比較すると、0～9歳の人口は5,746人と2分の1に満たない。



また、国全体の最多ボリュームは40歳台の1,862万人となっているが、0～9歳の人口は1,049万人であり、少子化の傾向は明らかである(平成28(2016)年3月1日確定値,総務省の統計)。

(2)人口推計

日本の人口は、平成20(2008)年の1億2,808万人をピークにすでに減少期に入っているが、これまで微増の状態であった国立市でも、人口減少に転ずるのは間近と見込まれている。(国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン記載データを編集)

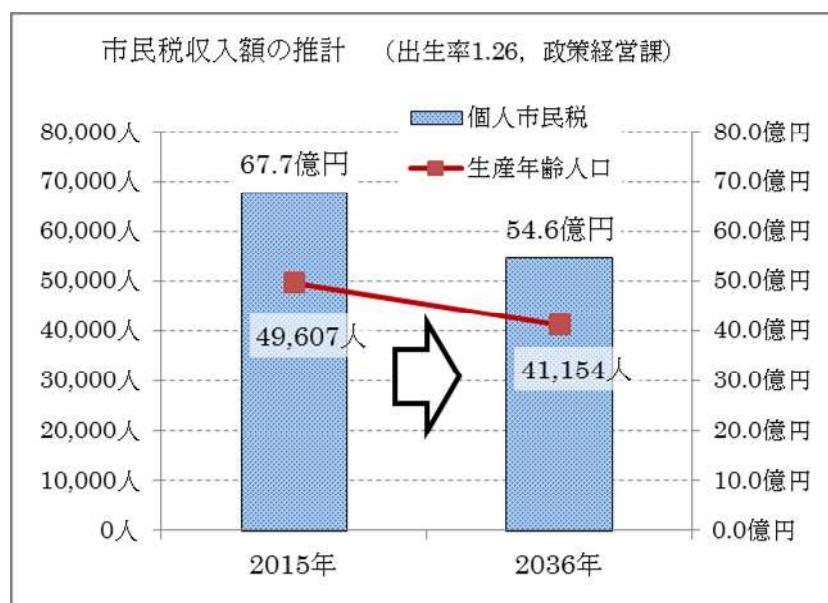


推計では、人口が減る一方で、高齢者人口（65 歳以上人口）は増え続け、少子高齢化のさらなる進行が見込まれている。

少子化がここまで進行している日本の現状では、国をあげて効果的な施策をとることが出来たとしても、人口の回復には、とてつもなく長い年月を要することは明らかである。

国立市でも人口の地域間移動の要素もあるものの、今後の人口減少、少子高齢化の進行はもはや避けることはできないとみられる。

人口減少と少子高齢化の市税への影響は、次のように試算されている。（国立市まち・ひと・しごと創生人口ビジョン記載データを編集）



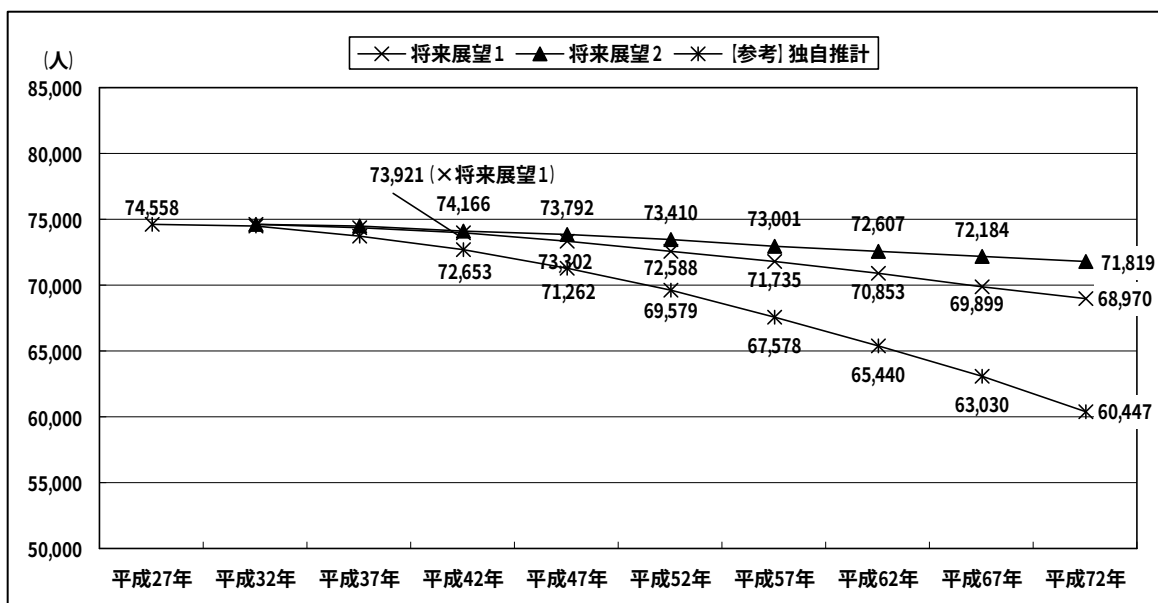
※この推計は、前のページの人口推計に基づく。少子化に対する有効な手立てをしない場合、個人市民税は大きく減少することが見込まれている。

現在の出生率を前提での試算では、平成 27（2015）年度の個人市民税収入見込みの 67 億 6,500 万円から、平成 48（2036）年度には 54 億 5,900 万円まで、13 億 600 万円の減少が見込まれている。出生率が徐々に回復し、平成 42（2030）年に 1.8 に上昇したとしても、平成 48（2036）年度の個人市民税の見込みは 59 億 3,400 万円にとどまり、8 億 3,100 万円の減少である。

今後の人口の動向を考えると、国立市においても、既成概念にとらわれず事業を厳しく精査すると同時に、人口減少の中でも市民生活の質を高めるような、成熟社会にふさわしい施策を積極的に展開することが求められている。

また、人口減少に対しては、子育て環境の充実などの少子化対策と、都営矢川アパートの建て替えに伴う「矢川プラス」の構想や、UR集合住宅を含む富士見台地区のあり方など、将来のまちづくりの視点での積極的かつ計画的な取り組みが必要である。

【施策を講じた場合の人口の将来展望の比較】 ※国立市の「人口ビジョン 総合戦略」から



※将来展望1は、平成52(2040)年までに、市民アンケートに基づく希望出生率「1.77」を目指し出生率の向上に向けた施策を講じた場合。将来展望2は、さらに20歳代～40歳代においてマイナスとなっている年齢の純移動率の半減を目指し施策を講じた場合の推計。また、【参考】独自推計は、2ページの成り行き値の推計と同一のものである。

■インフラ・公共施設の老朽化

国立市が科学的な調査を経て平成27(2015)年5月にまとめた『国立市公共施設保全計画』の中で、公共施設の更新費用の試算をしている。現在と同じ規模で全ての施設を建て替えるとする、今後50年間で約686億円、年平均で約13.7億円が必要となる一方で、過去5年間の予算確保平均額の約8.1億円との差額の約5.6億円が毎年不足することになることを明らかにした。このことは、現状の予算を確保しても施設全体の約60%しか建て替えられないことを示している。

また、『国立市公共施設保全計画』から、小中学校3校の校舎について、今後10年以内に校舎の建て替えが必要となっていることも明らかになった。

さらに、下水道・道路などのインフラ施設についても、平成28(2016)年3月に市がまとめた『国立市公共施設白書』(更新版)の試算では、今後50年間の更新費用は、414億円と見込まれ、年平均で8.3億円が必要になる一方で、直近5ヵ年の整備費が年6.3億円であったことから、毎年2億円の予算が不足すると見込まれている。

これらの状況に鑑みれば、これまでの取り組みや「公共施設三原則」を引き継ぎ発展させた、中・長期的な「公共施設等総合管理計画」(策定中)に基づき、より具体的な「(仮称)公共施設再編計画」を策定し、早急に対応を進めなければならない。

■景気動向と経済環境

地方自治体の歳入構造は、制度要因に加え、景気動向により大きく影響を受けるものである。実際のところ、景気動向を読みきることはほとんど不可能に近く、リーマンショックのように何らかの要因により、事態は急変しうる。日本銀行と多摩信用金庫の調査・推計によると、短期的な景気動向は小幅な変動と見込まれている¹が、今後、特に中長期で、どのように景気が推移するのかは不透明と言える。

また、日本経済全体をみると、今後も少子高齢化の進展に伴う購買力の低下により経済規模の縮小傾向が続くとみられる。しかしながら、現在の経済政策は、金融異次元緩和によるカンフル剤投与がマイナス金利まで行き着き、さらに建設国債を主な財源とする財政出動に突入している²状態である。過去から未来への長期の環境変化の見通しに立った真の豊かさとは何かとの問いかけと価値観の転換が時代の要請であろう。

国立市は全国的には、財政力指数の高い「富裕団体」であり、平成 28（2016）年度に不交付団体に転じた地方交付税のほか、今後の制度的な国の支援についても保障されたものではない。住民福祉を支えるため、どのような状況下においても、それなりに対応できる自律的な財政システムを構築していくことが求められている。

■社会環境、子どもの貧困と分断社会

(1)子どもの貧困

平成 26（2014）年 7 月に発表された、厚生労働省の平成 25 年国民生活基礎調査では、平均的な所得（中央値）の半分を下回る世帯で暮らす 18 歳未満の子どもの割合を示す「子どもの相対的貧困率」が平成 24（2012）年時点で、16.3%と過去最高を更新したことが明らかとなり、日本社会に衝撃を与えた。この調査は 3 年に 1 回行われており、前回調査から 0.6 ポイント悪化したことになる。特に、ひとり親など、大人 1 人で子どもを育てている世帯の貧困率は 54.6%であり、そうした世帯の半数以上が

¹日本銀行の「経済・物価情勢の展望（2016 年 7 月）」では、基本的見解《概要》として「わが国の景気は、新興国経済の減速の影響などから輸出・生産面に鈍さがみられるものの、基調としては緩やかな回復が続いている。」「先行きを展望すると、暫くの間、輸出・生産面に鈍さが残り、景気回復ペースの鈍化した状態が続くとみられる。その後は、家計・企業の両部門において所得から支出への前向きの循環メカニズムが持続するもとの、国内需要が増加基調をたどるとともに、輸出も、海外経済が減速した状態から脱していくにつれて、緩やかな増加に向かうことから、わが国経済は、基調として緩やかに拡大していくと考えられる。」との判断をしている。

また企業動向については、四半期ごとの「日銀短観（2016 年 6 月調査）」において、全国では 6 月時点で対前期+▲3 ポイント、次期見通し（対 6 月）で▲2 ポイントとの結果であった。さらに多摩地域については、多摩信用金庫経営戦略室地域経済研究所の「多摩けいざい No.77 2016 年 7 月号」（季刊）で、4 月～6 月の多摩の中小企業の景気動向調査による業況判断について前期比で▲1 ポイントと悪化、次期見込みは+2 ポイントの上昇とまとめている。

²国の平成 28 年度一般会計補正予算第 2 号（3.3 兆円規模、財源のうち 2.8 兆円が建設国債）

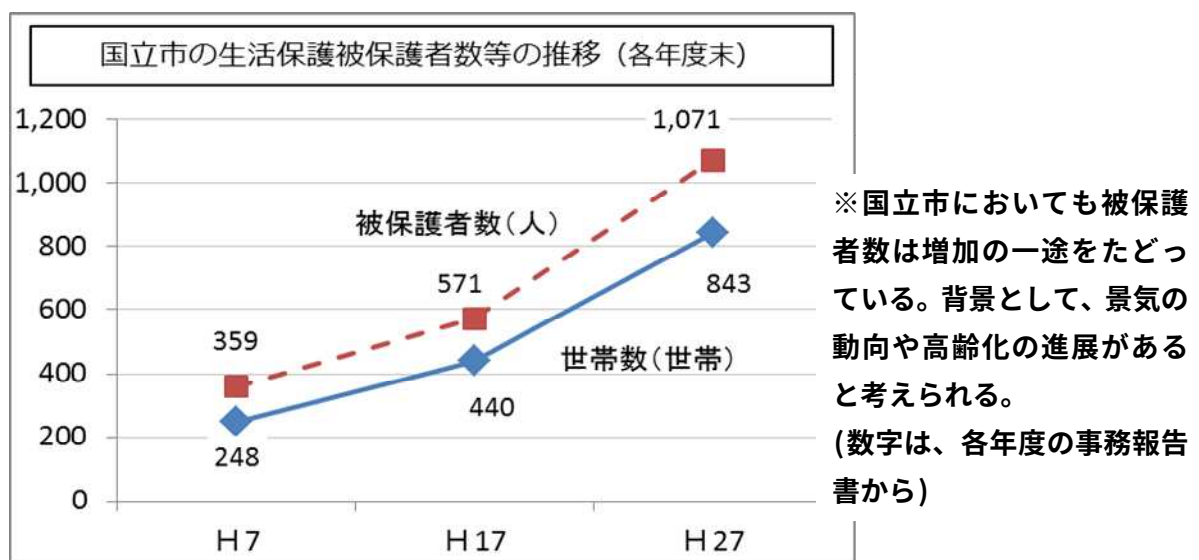
貧困状態にあることを示している。

平成 24 (2012) 年時点での結果ではあるが、この数値がドラスティックに改善しているとは想定しづらい。現時点においても、かなりの割合の子どもが貧困状態にある状況に変わりはないと考えられる。

子どもの貧困は、個人に人生の出発点から不公正なハンデキャップを背負わせる、まさに人権問題である。また誰もがその能力と努力により夢を実現することのできる豊かな社会の実現にとって大きな障害要因でもある。この間、子ども食堂や学習支援の取り組みが全国的に見られるようになってきたことは、一筋の光明であるが、まだまだ一部の動きにとどまっていると言わざるを得ない。国・地方が協力し、また、NPO等志のある人たちとも協働し、貧困問題に対して、一刻も早く、抜本的な対応を実行することが求められている。

(2) 格差社会・分断社会から共生社会へ

アメリカにおいて、格差社会の進行が問題視されている³ が、日本も他人ごとではない。井手英策・慶応大教授の言葉を借りれば、「日本はもはや格差大国である。1990年代半ばと比べると、共働き世帯数は2割近く増えたが、世帯所得は2割以上落ち込み、200万円以下の世帯が全体の2割を超える。特に中間層は所得低下が目立ち、低所得層に流れ込みつつある。所得だけではない。世代間、地域間、正規・非正規労働者間など、数限りない分断線が社会に刻み込まれている。」⁴ との状態にある。



³ 人種差別的発言を繰り返すトランプ氏が大統領選挙の共和党候補者となった背景に、格差社会の進行があると言われている。民主党候補者選びでのサンダース氏の善戦や2011年9月以降の“We are the 99%”を掲げたウォール・ストリートでのデモも、同様であろう。

⁴ 平成 28 (2016) 年 7 月 8 日、「毎日ジャーナリズム」より

所得格差の拡大が社会の不寛容を助長し、一連のヘイト・スピーチへの一部の人々の支持や、本年8月のNHK放送をめぐる「貧困たたき」の背景となっていることは、想像に難くない。

格差社会・分断社会の解消は、日本社会に課せられた重大な課題である。ここに至るまでには、いくつかの要因が重なっている。経済のグローバル化による国際競争の激化があり、安価な外国製品が輸入され、また日本の製造業も、生産拠点を海外に移したり、あるいは非正規雇用への切り替えにより人件費コストを下げるなどの対応をせざるを得なかったこと、日本が人口減少・超少子高齢社会に突入し需要そのものが減少して国内の市場が小さくなり続けていることなど構造的な問題があり、解決は容易ではない。

しかしながら、先に述べたような時代の趨勢に対し、日本は国民の英知を結集し、他人を思いやることが出来、皆で支えあう「共生社会」へと大転換を図らねばならない。このことは自治体の課題でもある。

同時に人権啓発の必要性も増している。国立市においても、人権・平和施策は、すべての政策の根底にあるべきものとして引き続き重要な位置を占めている。

第3 財政状況（平成27（2015）年度決算の概況）

■決算の概況

平成27（2015）年度の国立市一般会計は、国立市土地開発公社が先行取得していた用地を買い戻したことに伴う投資的経費の増加や、さゆりナーサリーの認可化移行及び市内幼稚園のうち2園が施設型給付に移行したことに伴う児童福祉費の伸び等により、歳出決算額は平成26（2014）年度決算に比べ、21億1,810万8千円増の305億7,230万3千円となり、過去最大規模の決算額となった。

また、歳入では、消費税率改定に伴う地方消費税交付金の大幅増や、国立市土地開発公社先行取得用地買戻しの財源としての市債の増などがあり、全体としては22億6,852万8千円増の310億8,166万1千円となり、こちらも過去最大規模の決算額となった。なお、市税収納率は、全国トップクラスであった平成26（2014）年度をさらに超える率となり、引き続き市財政を下支えしている。

財政収支の観点からは、臨時財政対策債の借入れ、及び財政調整基金の取り崩しを行わずに財政運営を行うことが出来たこと、また、借地であったゲートボール場用地の返還、デイホーム事業の見直し等、総額で約3千万円の事務事業の不断な見直しを実施したことに加え、地方消費税交付金の増等の効果もあり、財政の弾力性を示す指標である経常収支比率は90.3%と、平成26年度の95.8%に比べ5.5ポイント改善した。

しかしながら、今後も、待機児解消の取組や地域包括ケアシステム構築の取組をはじめとする少子高齢化への対応や、老朽化が進む公共施設の更新、国立駅周辺の魅力あるまちづくりなど、中・長期的な課題・事業が山積しており、選択と集中と自主財源の確保を常に念頭に置きながら行財政運営を行っていく状況に変わりはない。

「学び挑戦しつづけるまち ともに歩み続けるまち 培い育み続けるまち 文教都市くにたち」の実現に向けて

基本理念「人間を大切にする」（すべての施策の基礎となるもの）

全施策に共通すべき理念

人 権 ・ 平 和

環 境

I. 次世代の育成

③子育て環境の充実

④地域ぐるみでの子育て支援

⑤学校教育の充実

II. 安心・安全の確保

⑨健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

⑩高齢者福祉の充実

⑬防災体制の充実

III. 国立ブランドの向上

⑥文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

⑫市街地整備の推進

⑬南部地域の整備

⑭地域特性を活かしたまちづくりの推進

施策横断的な視点・課題

子どもの貧困対策

ひきこもり対応

女性支援

空き家対策

コミュニティの再生

ソーシャル・インクルージョンの理念の共有・政策化

景観・環境の保全

健全な行財政運営

- ・ 子ども総合相談窓口設置事業
- ・ 公立保育園民営化の推進と保育事業の充実
- ・ 生活困窮世帯の子どもの学習支援と放課後学習支援
- ・ 地域包括ケアの推進及び在宅療養体制の整備
- ・ 災害対策用備蓄品等調達事業
- ・ 第2次健康増進計画及びがん対策アクションプラン推進事業
- ・ 国立駅高架下市民利用施設整備事業

- ・ 旧国立駅舎の再築と本田家文化財の適切な保護
- ・ 富士見台地域まちづくり事業
- ・ 谷保の原風景保全事業
- ・ オンブズマン制度の運用開始
- ・ 空き家の適正管理と有効活用
- ・ 環境負荷を軽減するための家庭ごみ有料化の推進
- ・ 公共施設再編計画の策定

重点項目

重点施策

主要事業等

次 世 代 の 育 成

～ 子どもとともに成長するまちを目指す～

＜重点施策＞

- 基本施策3 子育て環境の充実
- 基本施策4 地域ぐるみでの子育て支援
- 基本施策5 学校教育の充実

重点施策の方向性

■基本施策3 子育て環境の充実

少子化傾向が顕著な国立市において、将来にわたり活力ある地域経済社会を維持していくためには、既存の子育て支援サービスの充実、各家庭のニーズやライフステージに合わせた切れ目のない支援など、子どもを安心して産み育てることができる環境づくりに積極的に取り組む必要がある。

そこで、子ども・子育ての相談支援を包括的に行うワンストップの支援を提供する窓口を開設し、支援を強化するとともに妊産婦や乳幼児に対する医療保健支援体制の充実を図るなど、家庭や地域の中で子どもを安心して産み育てることができる環境づくりを進める。

また、公立保育園民営化を推進することにより、そこから生み出される人的資源・財的資源を保育園が行う「保護者支援」や「地域支援」に充て、保育サービスの充実を図っていく。

■基本施策4 地域ぐるみでの子育て支援

平成27（2015）年度に「子ども・子育て新制度」が施行され、国立市においても地域の実情に応じた子ども・子育て支援の充実が求められている。

「子どもの最善の利益」の実現のため、子どもや若者が自分らしく意見や気持ちを表現できる環境づくりやいじめ・虐待から子どもを守るとともに、子どもたちが主体的に学び成長できるよう、地域における子どもの居場所の拡大のほか、プレーパークや農業体験の充実、既存施設を活用した遊びと体験学習の場の充実といった様々な子どもの体験・交流事業の推進などを行う。

また、「子どもの貧困」対策として、生活困窮者世帯等の子どもと保護者の双方に働きかけ、学習習慣の定着によって世帯の自立を助長するなど、「貧困の連鎖」の解消を目指す。

■基本施策5 学校教育の充実

個を大切に、人権や平和を尊重する豊かな心を育む教育や、学力、体力向上の取組、子どもたちの体験の幅を広げる取組や、子どもたちが自ら考え社会の一員として実践できる取組など、「文教都市くになち」にふさわしい学校教育の充実を図るとともに、学校・家庭・地域の連携を図る。また、豊かな学びを支えるため、施設環境や学校給食の充実を推進する。

安 心 ・ 安 全 の 確 保

～ 「 住 み 続 け た い 」 ま ち の 土 台 を 支 え る ～

<重点施策>

■基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

■基本施策 10 高齢者福祉の充実 ■基本施策 13 防災体制の充実

重点施策の方向性

■基本施策 9 健康づくりの推進及び保健と医療の連携強化

保健と医療の連携を進め、市民の保健予防活動の充実と病気の早期発見・早期治療に向けた取り組みを行う。

また、日頃から市民が自らの健康に対して強い関心を持つよう促し、主体的に健康の増進や生活習慣病の改善に取り組めるようにして健康寿命の延伸を図るため、「第2次国立市健康増進計画」に基づき、具体的な健康増進施策を関係各所と連携しながら推進していく。特に、がんは国立市民の死因の第1位であり、国立市のがん検診の受診率は東京都と比べ低い値となっているため、平成28年度に策定予定の「がん対策アクションプラン」を推進し、実態に即した効果的かつ具体的ながん対策事業に取り組む。

■基本施策 10 高齢者福祉の充実

高齢者が生きがいを持ち、地域社会を支える一員としていきいきと活躍できるように介護予防や生きがい活動を推進するとともに、病気や認知症になっても住み慣れた地域で最後まで安心して暮らせるよう、医療との連携や認知症を地域で支える体制づくりをさらに強め、地域包括ケアシステムを発展させる。

■基本施策 13 防災体制の充実

近年、首都直下地震の脅威に加え、気候変動に伴い全国的に風水害等の発生リスクが高まっている。こうした状況への対応として、市民一人ひとりが自ら備え、地域で共に助け合う自助・共助による防災活動を促進する。また、災害に強いまちづくりに努めると同時に、訓練等による災害への対応能力の向上や想定される被害に対応するための備蓄品の整備を図り、いつどこで起きるか分からない災害時の被害を最小限に抑制する。

国立ブランドの向上

～南部と市街地の融合による文教都市のリニューアル～

<重点施策>

- 基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護
- 基本施策 22 市街地整備の推進（国立駅周辺地域・富士見台地域整備）
- 基本施策 23 南部地域の整備
- 基本施策 24 地域特性を活かしたまちづくりの推進

重点施策の方向性

■基本施策 6 文化・芸術活動の推進と歴史・文化遺産の適切な保護

くにたち文化・スポーツ振興財団等との連携により、芸術文化施策を充実させ、文化・芸術を育む「良質の土壌づくり」を推進し、市民・団体等の自主的な文化・芸術活動を促進する。
また、市の有形文化財指定を受けた旧国立駅舎の再築や市内屈指の旧家である本田家にまつわる資料や家屋等の適切な保護を行うなど、歴史的文化的遺産の適切な保護と活用を進める。

■基本施策 22 市街地整備の推進（国立駅周辺地域・富士見台地域整備）

国立駅周辺地域は、市民の利便性を向上させ、駅周辺の回遊性を高めるとともに賑わいを創出するために必要な機能を備えた公共施設を整備する。あわせて、人も車も自転車も行き交いやすくするために駅前広場や周辺道路の整備を行う。

また、富士見台地域では、国立市の魅力を高めるため、地域住民、UR都市機構、東京都と協働して、だれもが住みやすい理想的な住環境となるようなまちづくりを進める。

■基本施策 23 南部地域の整備

人や車が集中し危険性がある狭あい道路や防災上必要な道路の拡幅、研究開発型や教育産業等の付加価値の高い企業を中心とした積極的な企業誘致を行うなど、都市基盤の整備を図るとともに、重要な地域資源である農業・農地機能の適切な維持・保全及び緑、水資源の有効利用を促進し、南部地域の特徴である歴史・文化・自然環境を保全することで、魅力あるまちづくりを推進する。

■基本施策 24 地域特性を活かしたまちづくりの推進

昭和 20 年代の文教地区指定の動きに代表されるように、国立市民は、自分たちの住むまちを自ら作り上げる市民意識の高さを持ってきた。各地区の特性に応じた秩序あるまちなみを将来にわたって大切に守り、育て、つくりあげていくため、平成 28（2016）年 3 月に、まちづくりにおける市民参加の仕組みや開発事業の手續及び基準を定めた「国立市まちづくり条例」を制定した。

今後は、「国立市まちづくり条例」の運用を通じ、市民と行政が連携して地域特性にふさわしいまちづくりを推進する。

全施策に共通すべき理念

施策横断的な事業

主要事業等

1. オンブズマン制度の運用開始

国立市オンブズマン制度審議会から提出された答申に基づき、市政に関する苦情を公平かつ中立的な立場で簡易迅速に処理することにより市民等の権利、利益の保護を図り、市政に対する理解と信頼を高めるオンブズマン制度を創設し、運用を開始する。また、子どもの人権に関わる課題が深刻化していることを踏まえ、子どもからの相談に柔軟に対応できる体制も整備する。

2. 空き家の適正管理と有効活用

適切な管理が行われていない空き家は、防災、衛生、景観等の様々な面において、地域住民の生活環境に悪影響を及ぼし得る。平成 28（2016）年度に実施した空き家の実態調査において得られた管理状況や所有者の意向等の基礎情報をもとに、空き家の適正管理及び有効活用の方針について検討を行う。

3. 環境負荷を軽減するための家庭ごみ有料化の推進

「家庭ごみ有料化の実施方針」の策定及び「国立市における廃棄物等の発生の抑制、循環的な利用の促進及び適正な処分の確保に関する条例」の改正を経て、市民への説明周知を継続して行いつつ、平成 29（2017）年 9 月を目途に家庭ごみの有料化を実施する。あわせて排出抑制及び資源化に資する取り組みを強化することにより、環境負荷の低減につなげていく。

4. 公共施設再編計画の策定

平成 28 年度中に策定予定の『国立市公共施設等総合管理計画』で示す方向性に基づき、今後の公共施設マネジメントの取組みを進めていく。その中でも、早期に取り組むべき個別具体的な事業については『（仮称）公共施設再編計画』の中で決め込んでいくことを目指している。今後も公共施設更新問題に関する情報提供に努め、庁内・議会・市民と意見交換をし、合意形成を図りながら、『（仮称）公共施設再編計画』の策定に向けた取組みを進めていく。

5. 市制施行 50 周年記念事業の実施

平成 29 年 1 月 1 日に国立市が市制施行 50 周年を迎えるに当たり、国立市が目指すまちづくりの目標に向かって大いに前進する年とするため、過去の歴史に学び、未来に向けて有意義なものを残す事業やまちの対する誇りや愛着を育む事業、国立市の魅力を発信し、まちににぎわいや回遊性をつくる事業を行う。

第 6 平成 29(2017)～平成 32(2020)年度実施計画の策定について

(1) 策定の目的

実施計画は、行財政の均衡と事業の優先度等を精査した具体的な行財政計画である。第 5 期基本構想及び同構想第 1 次基本計画に掲げるまちづくりの目標を実現することを目的とし、健全な財政運営と効果的・効率的な行政運営に資するために策定する。

(2) 実施計画の計画期間

平成 29(2017)年度から平成 32(2020)年度までの 4 か年とする。

(3) 実施計画の基本的考え方

- ① 計画事業を年度別に示すとともに、これを裏付ける財政計画を明らかにし、事業の具体化に向けた施策についても十分配慮した計画とする。
- ② 毎年度の実績及び社会経済環境の変化に弾力的に対応していくため、ローリング方式を採用することを前提とした計画とする。
- ③ 経常事務事業と政策的事業とを一体化した行財政の全体計画とし、予算編成のベースとなる計画とする。
- ④ 本経営方針に基づき、4 か年の計画期間に優先的に行うべき事業を厳しく精査した計画とする。
- ⑤ 今後策定する長期財政収支見通しと整合が図られた計画とする。

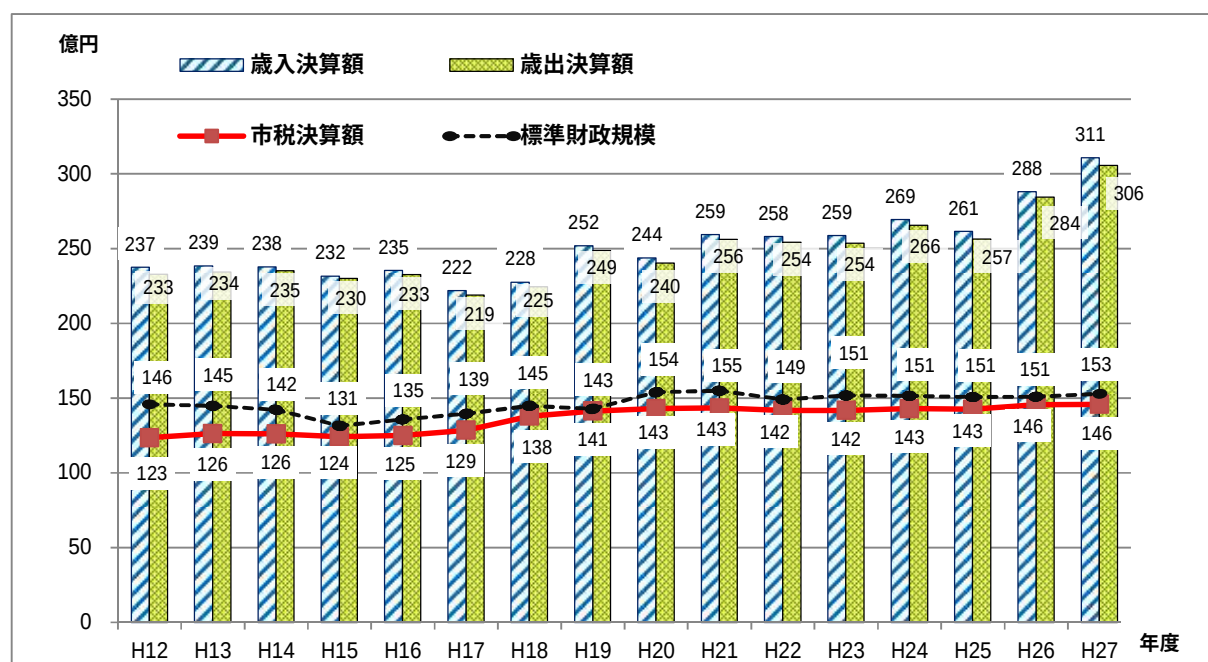
(4) 計画事業の見積もりの考え方

- ① 下記の事業について見積もること。
 - ア. 本行政経営方針における各重点施策の主要事業として掲げる事業
 - イ. 本行政経営方針における各重点施策の推進に資する事業
 - ウ. 前実施計画で採択されている計画事業のうち、社会・経済環境の変化を的確に把握・再検討した中で、確実に成果が向上する事業
 - エ. その他、真に必要な政策性のある事業
- ② 計画事業が方針に沿った事業であるかどうか確認するとともに、事業目的を効果的・効率的に達成できる方法となるよう検討すること。また、費用（コスト）対効果（サービス）の十分な検討を行うこと。特にコストについては、中長期的な視野に立ち、事業全体コストを明らかにする中で、それに見合う効果が得られるかどうか十分検討したうえで見積もりを行うこと。

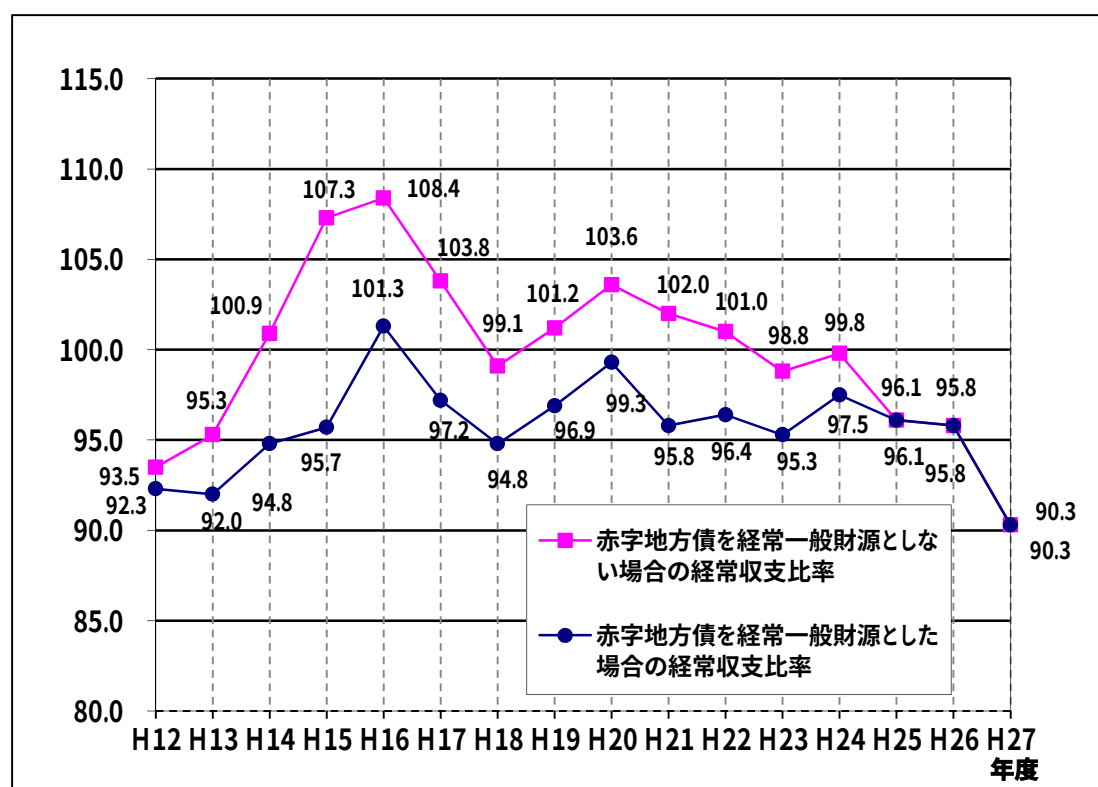
- ③ 財政状況は健全化の努力により改善してきているが、扶助費や医療・介護給付の伸びは続くことが見込まれ、また老朽化した市有施設修などの費用を考慮すると、まだ予断を許さない状況であることから、前実施計画で採択されている計画事業であっても、財源措置できない場合には、実施時期の繰り延べ等を行うことがある。
- ④ 計画年次を検討する際、その年度に着手・実施しなければならない理由を明らかにしたうえで見積もりを行うこと。また、実施計画の計画期間を超えて事業を継続する場合は、その終期を明らかにするとともに、実施期間の終期までの各年度の事業費及び事業効果を含む全体計画を明らかにしたうえで見積りを行うこと。
- ⑤ 上記のほか、効果的・効率的な行政運営と財政健全化を実現するため次の点に留意すること。
- ア．行政評価を活用した事務事業の改革・改善を進めるとともに、事務事業の廃止、統合、組み換えについても積極的に検討すること。
 - イ．行政、市民、NPO等の役割分担を確認するとともに、人材を含め地域資源を最大限活用すること。
 - ウ．受益と負担の均衡に配慮すること。
 - エ．市税収入をはじめとした自主財源及び事業の特定財源の確保について、最大限の努力をすること。

【参考資料】

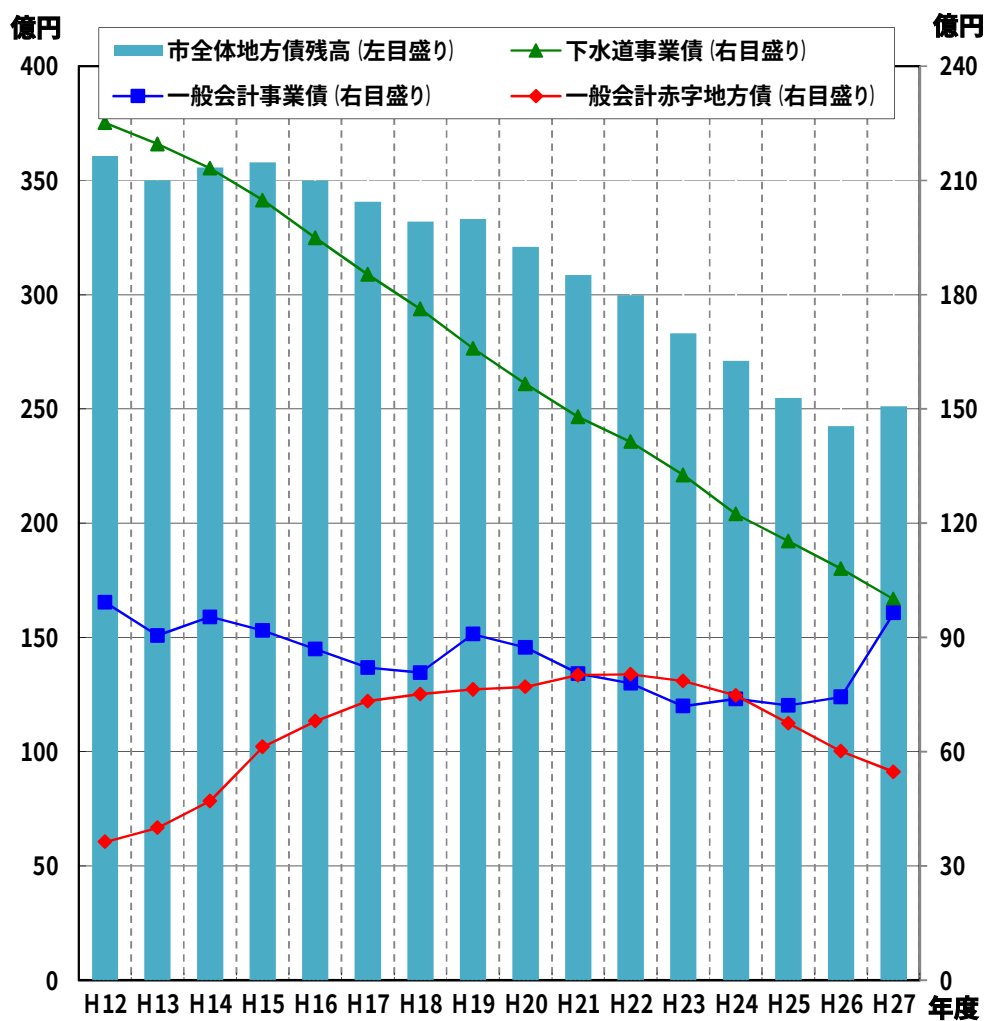
【図1 決算額の推移（一般会計）】



【図2 経常収支比率の推移】



【図3 地方債残高の推移】



【図4 基金残高の推移】

